

令和元年版

回顧と展望

警備情勢を顧みて

特集「天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備」



警察庁

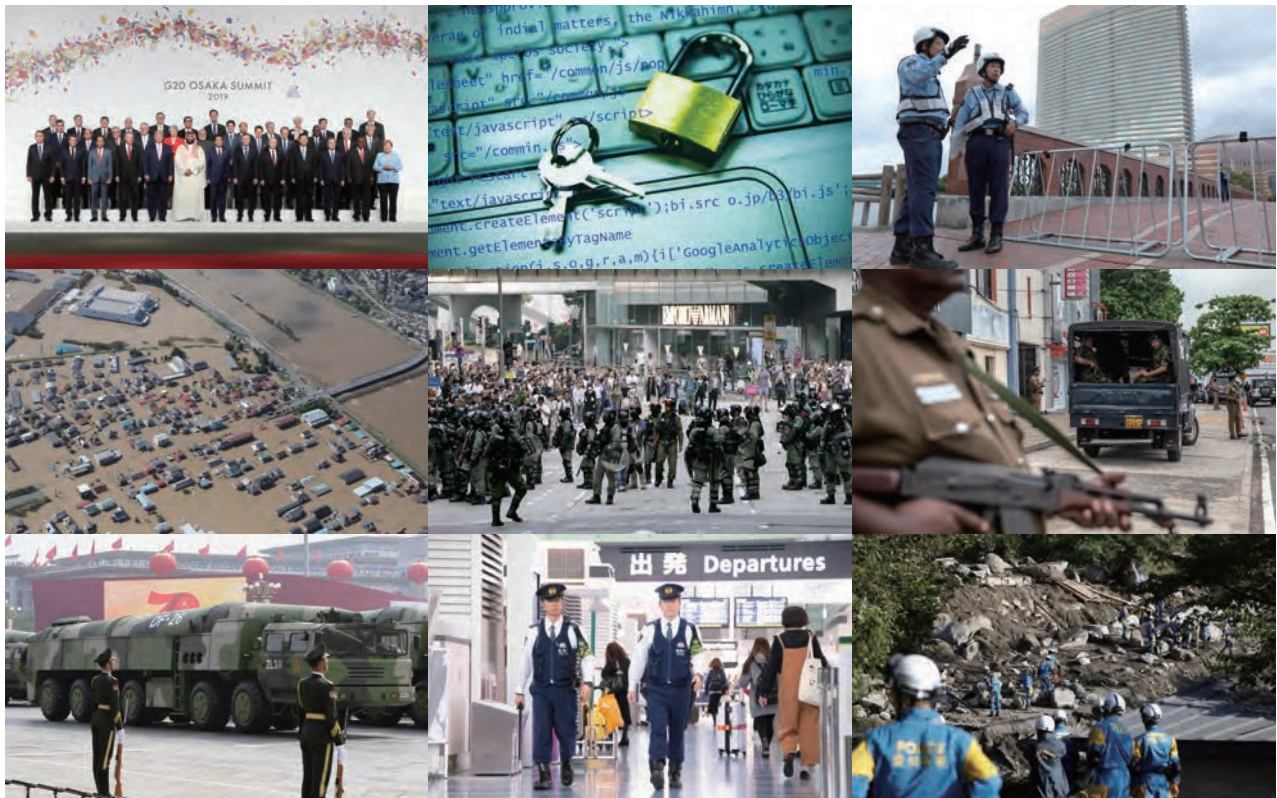
焦点 第290号
令和2年3月発行

目 次

はじめに	1
第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備	2
● 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の概要	2
● 天皇陛下の御即位に伴う儀式等をめぐる情勢	3
● 警察の活動	5
第2章 サイバー攻撃情勢	10
● サイバー攻撃	10
第3章 国際テロ情勢	16
● 国際テロ	16
第4章 外事情勢	20
● 北朝鮮の対日有害活動	20
● 中国の対日有害活動	23
● ロシアの対日有害活動	25
● 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出	26
● 不法滞在対策	27
第5章 公安情勢	28
● 右翼及び右派系市民グループ	28
● 極左暴力集団	31
● オウム真理教	34
● 日本共産党	36
● 大衆運動	38
第6章 警備実施	40
● 警戒警備の強化	40
● 警衛・警護	42
● 自然災害への対処	44

【表紙写真】
即位パレードの車列（時事）

【1ページ「はじめに」写真】
上段左：G20大阪サミット／集合写真に納まる各国首脳（時事）
上段中：サイバーセキュリティのイメージ（日刊工業新聞／共同通信イメージズ）
上段右：G20／会場周辺を警備する警察官（時事）
中段左：台風／浸水した郡山市付近（時事）
中段中：香港、金融街セントラルの路上で、デモ隊とにらみ合う警官隊（共同通信社）
中段右：スリランカの最大都市コロンボで、警戒を続ける武装警察隊員ら（ゲッティ＝共同）
下段左：建国70周年で軍事パレード（共同通信社）
下段中：公共交通機関等における警戒（東京）
下段右：台風19号、各地で被害（共同通信社）



はじめに

令和元年（2019年）中は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等をはじめ、第14回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「G20大阪サミット」という。）、ラグビーワールドカップ2019等、多数の大規模行事が行われました。警察では、これら諸行事に伴い、全国警察一体となって総合的な警備諸対策を推進し、警備を完遂しました。

一方、国際テロ情勢に目を向けると、ISIL^(注)等の過激思想に影響を受けたとみられる者等によって、車両、刃物等の入手しやすい凶器を使用する形態のテロが発生するなど、厳しい状況にあります。

国内においては、右翼が領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組むほか、極左暴力集団が、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、今後も情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

また、令和元年8月の前線に伴う大雨や、相次ぐ台風の来襲により、各地で被害が発生し、特に同年10月の台風第19号では、死者84人という被害が発生しました。

サイバー攻撃情勢については、近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しており、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。

警察では、こうした治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等に継続して取り組んでおり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を見据えて、今後とも総力を挙げて各種対策を推進していきます。

(注) : Islamic State of Iraq and the Levantの略。いわゆるイスラム国

※ 掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和元年12月31日現在のものです。

※ 「令和元年中」には、平成31年1月1日から同年4月30日までの期間が含まれています。

※ 「焦点」は、警察庁ウェブサイトにも掲載しています。(https://www.npa.go.jp/bureau/security/publications/index.html)

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

はじめに

天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が同時に行われるのは、光格天皇から仁孝天皇への皇位継承以来約200年ぶり、また憲政史上初めてのことであり、平成31年4月30日の「退位礼正殿の儀」や、令和元年10月22日の「即位礼正殿の儀」等一連の儀式等が挙行されました。

警察では、これら儀式等がつつがなく行われるよう、皇室の方々や国内外要人の身辺の安全確保はもとより、儀式等の安全かつ円滑な進行の確保のため、全国警察が一体となって総合的な警備諸対策を推進し、一連の儀式等に伴う警備を完遂しました。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等の概要

平成31年（2019年）4月30日に天皇陛下（現上皇陛下）が御退位され、令和元年5月1日に皇太子殿下（現天皇陛下）が御即位されました。

平成31年4月30日に「退位礼正殿の儀」が挙行された後、令和元年5月1日に「剣璽等承継の儀」及び「即位後朝見の儀」、同年10月22日に「即位礼正殿の儀」及び「饗宴の儀」（1日目）、翌23日に「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会^{さん}」、同年11月10日に「祝賀御列の儀」^{（注）}がそれぞれ挙行されました。

また、令和元年11月14日から翌15日にかけては、「大嘗宮の儀」^{じょう}が挙行されました。



退位礼正殿の儀（4月、宮内庁提供）



祝賀御列の儀（11月、内閣府提供）



即位礼正殿の儀（10月、内閣府提供）

（注）：「祝賀御列の儀」は、当初、令和元年10月22日に行われる予定であったが、同年11月10日に延期となった。

天皇陛下の御即位に伴う儀式等をめぐる情勢

極左暴力集団の情勢

極左暴力集団は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に対し、機関紙等で「天皇代替わり儀式粉碎」などと主張して、抗議行動に取り組む構えを見せていたことから、「テロ、ゲリラ」事件や抗議行動に伴う違法行為の発生が懸念されました。

「退位礼正殿の儀」や「即位後朝見の儀」等の春に挙行された儀式に際しては、中核派、革労協主流派、革労協反主流派等が、メーデーの取組と併せて独自に、都内で儀式への反対を訴える集会、デモに取り組みました。

また、反天皇制運動連絡会は、統一共産同盟等とともに「終わりにしよう天皇制！「代替わり」反対ネットワーク」（略称「おわてんねっと」）を結成し、「反天WEEK」と称して平成31年4月27日から令和元年5月1日までの5日間にわたり、天皇制の廃絶を訴える集会、デモ等に取り組みました。

「即位礼正殿の儀」や「大嘗宮の儀」等の秋に挙行された儀式等に際しては、中核派、革労協主流派及び革労協反主流派が独自に、都内で儀式への反対を訴える集会、デモに取り組みました。また、「おわてんねっと」も、都内で天皇制の廃絶を訴える集会、デモ等に取り組みました。

このほか、斎田^(注)から米を収穫する儀式「斎田抜穂の儀」に際しては、統一共産同盟が、京都府の斎田周辺において、儀式の最中にシュプレヒコールを上げる抗議行動に取り組みました。

なお、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はありませんでしたが、令和元年10月22日に「おわてんねっと」が都内で取り組んだデモにおいて、警備中の警察官に暴行を加えた参加者3人を公務執行妨害罪で逮捕しました。



革労協主流派のデモ（5月、東京）



おわてんねっとのデモ（10月、東京）

(注)：大嘗祭で神饌として供される新穀を作る場所

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

国際テロ情勢

世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの被害に遭う事案が発生するなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中で、一連の儀式等に伴い、**多数の外国要人が来日しました**。過去には、サミット等各国の要人が一堂に会するイベントの開催期間



即位礼正殿の儀に参列する各国の要人等

中や期間前にテロ事件が発生しており、また、一連の儀式等に伴いイスラム過激派組織が標的とする各国の要人が多数来日し、又はそれらの国の権益が多数存在することから、総合的な警備諸対策を推進し、その結果、国際テロの発生はありませんでした。

右翼の情勢

右翼は、奉祝の街頭宣伝活動等に取り組む一方、政府に対し、大嘗祭等について伝統に基づいた対応を求める要請活動を行いました。また、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に反対する極左暴力集団への反発を強め、抗議活動に取り組みました。

なお、右翼によるテロ等重大事件の発生はありませんでしたが、平成31年4月1日には、右翼団体幹部1人が、首相官邸の敷地内に侵入し、政府による御即位前の新元号公表に抗議するビラをまいたことから、建造物侵入罪で逮捕しました。

その他

このほか、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に際し、テロ組織等と関わりのない個人が過激な行動を引き起こすことが懸念されました。

こうした中、平成31年4月26日、秋篠宮悠仁親王殿下の御通学先に刃物が置かれる事件が発生し、警視庁は、同月29日、建造物侵入罪で1人を逮捕しました。

警察の活動

体制の確立

政府は、平成30年10月12日、天皇陛下の御即位に伴う儀式等の円滑な実施が図られるよう、各式典の大綱等を決定するため、内閣総理大臣を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会」を設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣官房長官を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部」を設置しました。

警察庁では、同日、次長を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典警備対策推進室」を、警視庁では、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う警衛警護警備対策委員会」を設置しました。また、令和元年10月22日の「即位礼正殿の儀」、同年11月10日の「祝賀御列の儀」等に際し、警察庁では「天皇陛下の御即位に伴う儀式等に伴う警備対策室」を、警視庁では「最高警備本部」を設置するなどし、警備の万全を期しました。



皇居の警戒



天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会
(6月、首相官邸ホームページ)

警察では、10月の「即位礼正殿の儀」等の際には最大時約2万6,000人（うち特別派遣部隊約5,500人）を、11月の「祝賀御列の儀」の際には最大時約2万6,000人（うち特別派遣部隊約3,000人）を動員して警備を実施しました。

他道府県警察から警視庁に対して警察官が特別派遣されるのは、平成5年の皇太子殿下御成婚パレード以来、26年ぶりのことです。

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

警備措置

■ 重要施設の警戒警備

皇居や赤坂御用地をはじめとする皇室関連施設はもとより、各国大使館や儀式等に参列する外国要人の宿泊ホテル、首相官邸、国会等の重要施設についても警戒警備を強化しました。

また、これらの施設の周辺においては、車両検問を行うなどして、不審者・不審車両等の発見に努め、違法事案の発生を未然に防止しました。



重要施設の警戒（東京）

■ 即位礼正殿の儀等に参列する外国要人に対する警護

令和元年10月22日の「即位礼正殿の儀」をはじめとする天皇陛下の御即位に伴う儀式等には、皇室の方々や国内要人に加え、多数の外国要人が参列したことから、警視庁は全国から警護員の特別派遣を受け、体制を強化して、外国要人の身辺の安全確保に万全を期しました。



外国要人警護（東京）

■ 祝賀御列の儀における警備措置

令和元年11月10日、「祝賀御列の儀」が行われました。天皇皇后両陛下は、オープンカーに乗車され、皇居宮殿を御出発になり、広く国民に御即位を披露され、国立国会図書館前や青山通りを経て、赤坂御所に御到着になりました。

御列沿道には奉祝者約11万9,000人が参集しました。

警視庁では、御列沿道に警察官を配置して、手荷物検査や車両突入阻止対策等を実施したほか、多数の奉祝者の参集による雑踏事故防止のため、SNS等を活用した積極的な広報や、警察官による整理誘導を実施しました。



沿道警備（東京）



手荷物検査（東京）



車両突入阻止（東京）

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

■ 大嘗宮の儀における警備措置

令和元年11月14日から同月15日にかけて、皇居東御苑に設営された大嘗宮において、大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」が行われました。

警視庁及び皇宮警察本部は、皇居東御苑内及び皇居外周における不審者・不審車両等の検問や、車両阻止資機材等を用いた車両突入阻止対策等を実施し、警戒を徹底しました。

また、同年5月、斎田が所在する都道府県として、悠紀地方は栃木県が、主基地方は京都府が選定されました^(注)。

両府県警察では、斎田や関係者の警戒、大嘗宮への新穀輸送に伴う警戒等を実施しました。



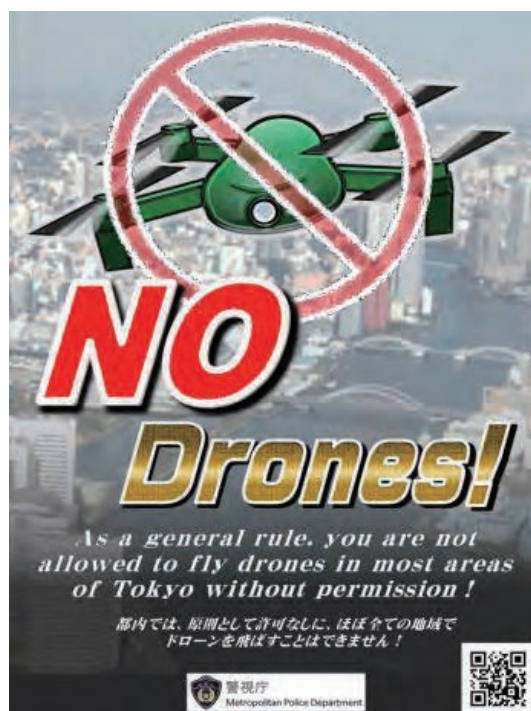
悠紀斎田の警戒（栃木）

■ ドローン対策・経空テロ対策

「即位礼正殿の儀」等の挙行に際しては、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律により、ドローンの恒常的な飛行禁止対象施設となっている皇居及び赤坂御用地に加え、外国要人の宿泊ホテル、迎賓館等とその周辺においてもドローンの飛行が禁止されたことから、警察ではポスターやチラシを作成し、ドローンの飛行が禁止されている地域等に関する積極的な広報に努めました。

また、上空警戒の徹底等により飛行中の違法ドローンの早期発見に努めるとともに、違法に飛行するドローンを発見した場合に、それによる危害を排除できるよう、「検知器」、「ジャミング装置」、「迎撃ドローン」、「ネットランチャー」等の資機材を配備するなどの対策を講じました。

さらに、航空機を利用したテロを未然に防止するため、スカイ・マーシャル（航空機への警乗）を強化したほか、防衛省や国土交通省等関係省庁と緊密な協議を重ねた結果、皇居を中心とした半径25海里（約46キロメートル）の区域が、航空法に基づく飛行制限区域に設定されました。



広報用ポスター（警視庁）

(注)：平成度と今回は、新潟、長野、静岡県を含む東日本18都道府県を「悠紀地方」、その他の西日本29府県を「主基地方」とした（斎田については、3頁を参照）。

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

国民の理解と協力の確保

本警備では、「即位礼正殿の儀」等に参列するため、多くの外国要人が来日することに伴い、都内を中心に大規模な交通規制等が実施されましたが、こうした取組は市民生活や社会経済活動に少なからず影響を及ぼすものであったことから、その実施に当たり国民の理解と協力の確保が不可欠でした。

警察では、交通規制等の取組について、ホームページやSNS等各種広報媒体を活用した積極的な情報発信に努めました。



警視庁ホームページ（交通規制）

奉祝にいらっしゃるみなさまへ
危険防止等のため、持ち物検査へのご協力をお願いします
持ち込みをお断りしている物

- 動物（身体障害者補助犬を除く）
- 旗ざお
- 横幕
- ドローン及びラジコン等
- 刃物
- 火気類等の危険物
- ピン、缶、スプレー
- チラシ等
- トランジスタメガホン
- 大きな荷物
- その他行事の進行を妨害するおそれのある物
- 他の奉祝者に危害や迷惑等を及ぼすおそれのある物

検査場所では、物の預かりはいたしません。上記の持ち物が判明した場合は、法令に触れる場合を除き、ご自身での処置をお願いしますこととなりますので、ご注意ください。

警視庁ホームページ（警備）

政府広報 | 警視庁

● 警備にご協力を

警察では、行事の安全と円滑な進行を確保するため、行き先を尋ねたり、持ち物を見せていただくこと、ありますので、ご協力をお願いします。

● 不審な人や物を見かけたら、110番に通報をお願いします。

詳しくは 警視庁HP

交通規制が行われる地域

● 交通規制にご理解を

● 即位礼正殿の儀などが行われるにあたり、多くの外国元首・祝賀使節が、10月20日（日）から25日（金）にかけて来日します。これに伴い、首都高速道路、都心、羽田空港周辺では交通規制が行われます。

● 特に10月22日（火）、23日（水）は、大規模かつ長時間の交通規制が予定されています。

● 期間中、都心地区への車の乗り入れは控え、電車などの公共交通機関のご利用をお願いします。

交通規制のお知らせ
10月20日（日）～25日（金）

第1章 【特集】 天皇陛下の御即位に伴う儀式等に係る警備

極左暴力集団対策

警察では、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、極左暴力集団に対する情報収集活動を強化し、各種違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、マンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進しました。

平成31年2月、爆発物を製造・使用した犯人を匿った革労協反主流派の非公然活動家を逮捕するとともに同派の非公然アジトを摘発したほか、令和元年10月、「テロ、ゲリラ」事件で使用する武器を民家の倉庫に隠し持っていたとして中核派の活動拠点を捜索するなど、極左暴力集団に対する事件捜査を徹底し、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に向けた「テロ、ゲリラ」事件の発生を防止しました。

国際テロ対策

一連の儀式等に伴い、多数の外国要人が来日したところ、警察では、これら要人等に対するテロ等違法行為を未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な連携の下、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行うとともに、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（A P I S^(注1)）、外国人個人識別情報認証システム（B I C S^(注2)）、乗客予約記録（P N R^(注3)）等を活用した水際対策等のテロ対策を行いました。

右翼対策

警察では、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に反対する極左暴力集団に対する抗議活動や伝統に基づいた行事の挙行を求めて政府への要請活動に取り組む右翼等に対する情報収集活動を推進し、その動向把握に努めるとともに、違法行為の取締りを徹底して行い、テロ等重大事件の未然防止に努めました。



極左暴力集団の集会・デモに対する抗議活動（5月、東京）

(注1)：Advance Passenger Information System の略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物に係る情報を入国前に照合するシステム

(注2)：Biometrics Immigration Identification & Clearance System の略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

(注3)：Passenger Name Record の略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報

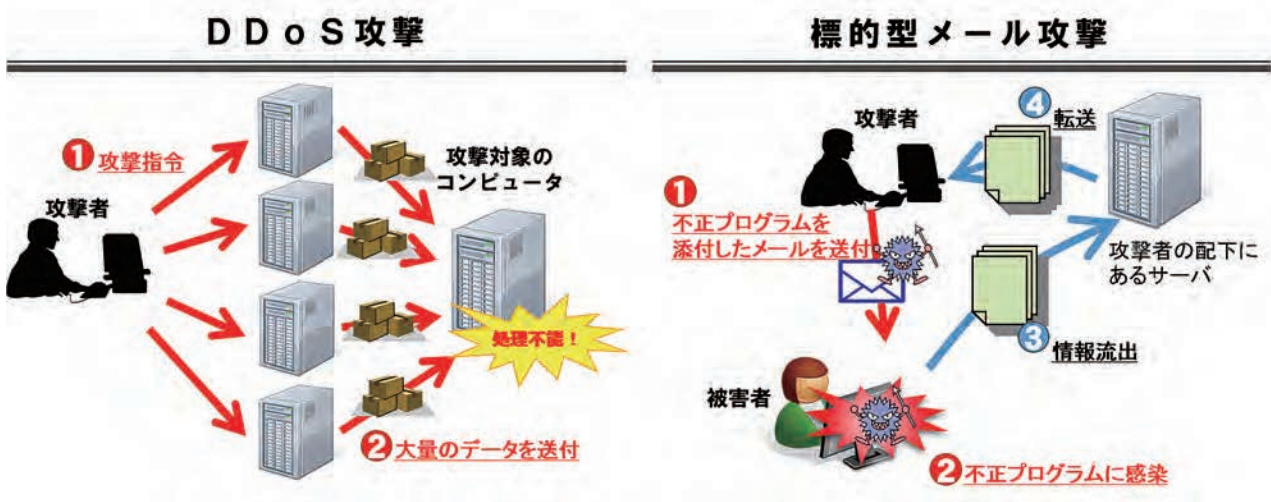
サイバー攻撃

情勢

近年、国内外において政府機関等に対する**サイバー攻撃**が発生しています。重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺^ひさせてしまうサイバーテロや情報通信技術を用いた諜報活動^{ちよう}である**サイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）**の脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。

サイバー攻撃には、①**攻撃の実行者の特定が難しい**、②**攻撃の被害が潜在化する傾向がある**、③**国境を容易に越えて実行可能である**といった特徴があり、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化が求められています。

サイバー攻撃の手口としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にする**DDoS攻撃**^{ディードス}（注）や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入し、又は不正プログラムに感染させることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。不正プログラムに感染させる手口として、業務に関連した正当な電子メールを装い、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メール（標的型メール）を送信し、受信者のコンピュータを不正プログラムに感染させる**標的型メール攻撃**があり、我が国においても多数発生しています。



サイバー攻撃の手口

(注)：Distributed Denial of Service の略。D o S 攻撃の一形態 (D o S 攻撃について 13 頁を参照)

■ 国際情勢

(1) 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成を支援するため、様々な形でサイバー攻撃を行っていると考えられています。特に最近では、外貨獲得を目的とした金融機関に対するサイバー攻撃を頻繁に行っていると考えられています。

【事例】 大規模ランサムウェア感染事案等についての北朝鮮の関与

令和元年（2019年）9月、米国財務省は、北朝鮮が行ったとされるランサムウェア「WannaCry」によるサイバー攻撃等に関与したとして、北朝鮮政府が支援するハッカー集団「Lazarus」、「Bluenoroff」及び「Andariel」の3集団を制裁対象に指定したと発表しました。



「WannaCry」感染後の画面（時事）
提供：トレンドマイクロ

(2) 中国

中国には、サイバー攻撃を行う様々な攻撃主体が存在し、その一部には人民解放軍等の関与が指摘されています。これらの攻撃主体は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行ってきたと考えられています。

【事例】 サイバー攻撃グループ「APT 10」に対する非難声明

平成30年（2018年）12月、米国・英国等は、中国を拠点とする「APT 10」といわれるサイバー攻撃グループに関して、中国政府からの指示によってサイバー攻撃を行っているなどとする非難声明を発表しました。この際、我が国においても、「APT 10」からの民間企業、学術機関等を対象とした長期にわたる広範な攻撃を確認しており、かかる攻撃を断固非難する外務報道官談話が発せられました。

(3) ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃を行ってきたと考えられています。

【事例】 チェコに対するサイバー攻撃についてのロシアの関与

平成30年（2018年）12月、チェコ保安情報庁（BIS）は、平成28年（2016年）から29年（2017年）にかけて実行された、チェコ外務省に対するサイバー攻撃に関して、ロシア連邦保安庁（FSB）及びロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）が関与していたことが明らかになったと発表しました。

第2章 サイバー攻撃情勢

■ 体制

サイバー攻撃事案が発生した場合、警察は、どのような攻撃が行われたのかを明らかにし、被害を最小限にとどめ、被疑者を追跡するとともに、国民の平穏な社会生活を取り戻さなければなりません。そのために、被害状況の早期把握、証拠資料の保全、被害拡大の防止、再発防止及び事件捜査を柱とした対応をとっています。

このため、警察では、警察庁や都道府県警察にサイバー攻撃対策を担当する組織を設置しており、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等の総合的なサイバー攻撃対策を推進しています。

(1) 警察庁

警察庁には、**サイバー攻撃対策室**を設置しており、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たっています。また、サイバー攻撃対策室長を長とする**サイバー攻撃分析センター**を設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化しています。

(2) 都道府県警察

都道府県警察には、警備部門、生活安全部門及び情報通信部門の職員により構成されるサイバー攻撃対策プロジェクトを設置しており、組織が一体となって対策を推進しています。また、政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察^(注1)には、**サイバー攻撃特別捜査隊**を設置しています。サイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県だけでなく、他県警察に対する支援を行うことにより、全国で発生し得るサイバー攻撃事案に対する対処能力の向上を図っているほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても中核的な役割を果たしています。

(3) サイバーフォース

警察では、警察庁及び地方機関^(注2)の情報通信部門に、**サイバーフォース**と呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察のサイバー攻撃対策部門に対する技術支援を実施しています。

また、警察庁の**サイバーフォースセンター**は、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時においては技術的



サイバーフォースセンター

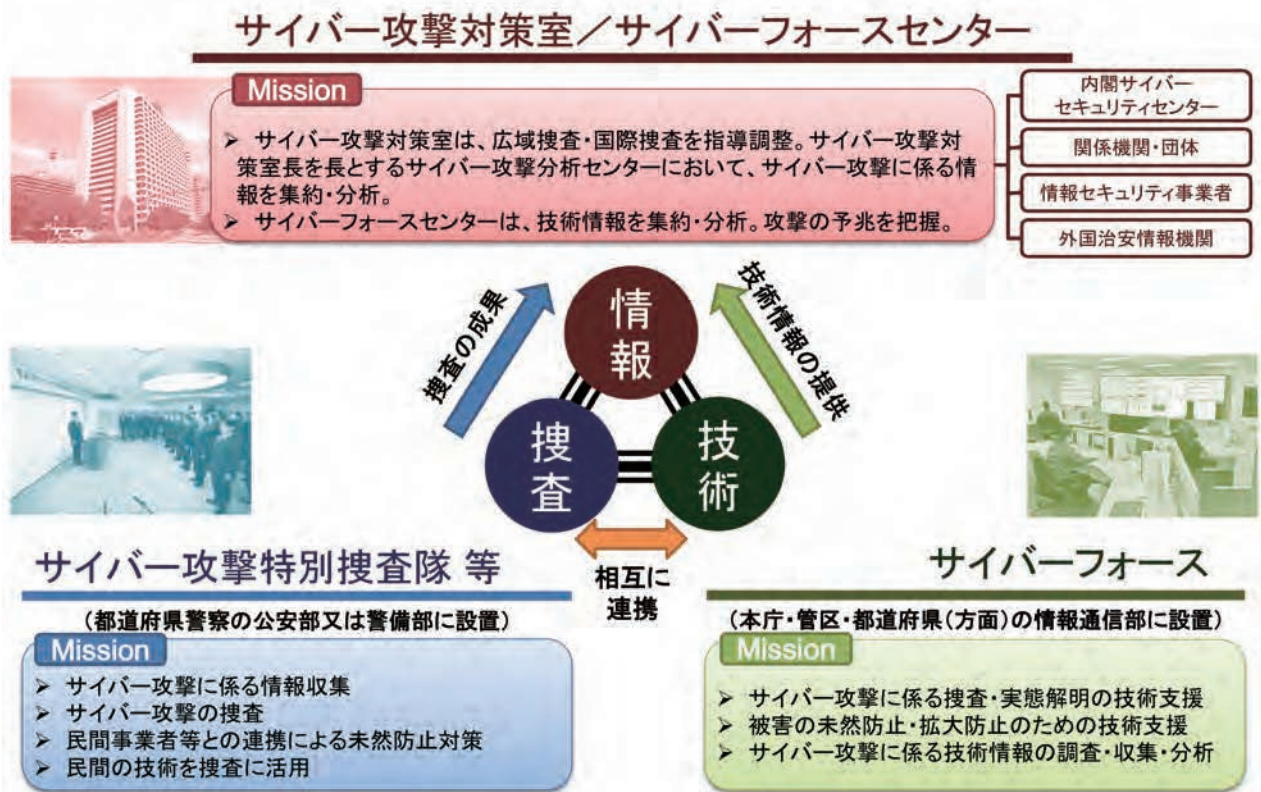
(注1)：北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(注2)：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

第2章 サイバー攻撃情勢

な被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っています。

サイバーフォースセンターでは、インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、D^oS^{攻撃} (注) の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用しています。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等への情報提供に活用するほか、警察庁ウェブサイト「@police」(次頁を参照)で広く一般に公開しています。



サイバー攻撃対策の推進体制

(注)：特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃。DoSは、Denial of Serviceの略

第2章 サイバー攻撃情勢

■ サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めています。

また、各国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（ICPO）を通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進しています。

さらに、サイバー攻撃に使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内の攻撃インフラの機能停止を促進しています。

○ インターネット利用者への情報提供

警察庁では、警察庁ウェブサイト「@police」（<https://www.npa.go.jp/cyberpolice/>）で、各種プログラムのぜい弱性や不正プログラムに関する情報等を公開しているほか、インターネット観測結果等のセキュリティ対策の向上に資する情報を提供しています。



警察庁ウェブサイト「@police」

【事例】 リアルタイム検知ネットワークシステムを活用した対策

平成30年9月以降、リアルタイム検知ネットワークシステムにおいて、ウェブサーバ等に対するアクセスの増加を断続的に観測しました。何者かがDoS攻撃の一種であるSYN/ACKリフレクター攻撃^(注)を狙ったものと考えられたため、平成30年11月、警察庁では、ウェブサーバ等の管理者に対し、被害防止を図るための注意喚起を実施しました。

■ 官民連携の推進

(1) 重要インフラ事業者等との連携

警察では、サイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等によって構成されるサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っています。

【事例】 埼玉県サイバーテロ対策協議会

令和元年11月、「埼玉県サイバーテロ対策協議会第10回総会」を開催し、近年のサイバー攻撃の情勢に関する情報共有や講演、事案発生時の対応についての演習等を行いました。



サイバーテロ対策協議会

(注)：ウェブサイト等を閲覧する際、接続要求（SYN）、接続許可（SYN/ACK）及び接続開始（ACK）の三段階の通信が行われる。この仕組みを悪用し、攻撃対象を装ってウェブサーバ等の多数の機器へ接続要求を行うことで、攻撃対象へ接続許可の通信を集中させてサービス不能状態に陥らせるDoS攻撃の一種

(2) 先端技術を有する事業者等との連携

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,100（令和元年7月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行う**サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク**を構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っています。

(3) ウイルス対策ソフト提供事業者等との連携

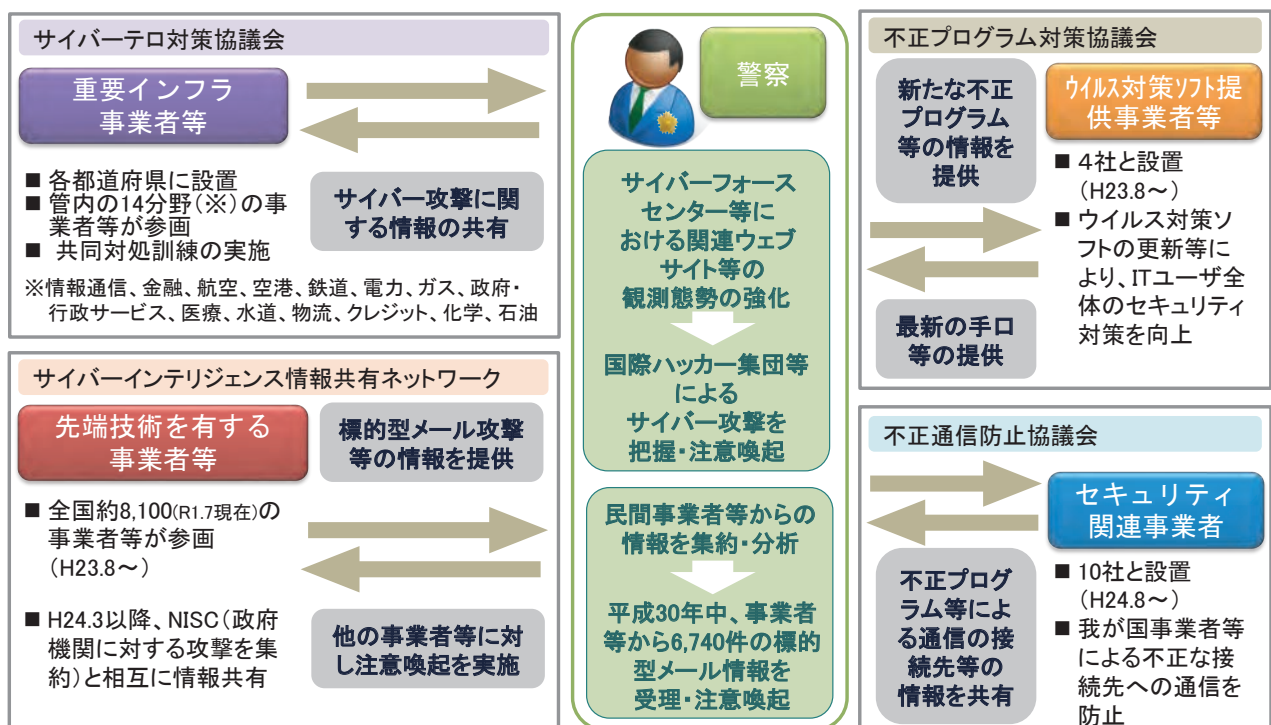
警察では、ウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、**不正プログラム対策協議会**を設置しており、不正プログラム対策に係る情報共有を行っています。

(4) セキュリティ関連事業者との連携

警察では、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者との間で、**サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会**を設置しており、我が国の事業者等が不正な接続先への通信を行うことを防止しています。

(5) 高度な研究開発を行う大学との連携

近年、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃が発生していることから、警察では、当該サイバー攻撃に関する情報収集・分析を強化するとともに、大学と連携し、サイバー攻撃をめぐる最新の情勢や被害防止対策等に関する情報共有、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を実施することなどにより、高度な研究開発を行う大学に対するサイバー攻撃への対処能力の強化を図っています。



サイバー攻撃対策に係る官民連携

第3章 国際テロ情勢

国際テロ

情勢

■ I S I L及びAQの動向

I S I Lは、平成26年（2014年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させましたが、平成31年（2019年）3月、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、両国における支配地域を失い、令和元年（2019年）10月には、指導者の**アブー・バクル・アル・バグダーディ**が、米国の作戦行動により死亡したとされています。

I S I Lは、従前よりイラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対I S I L有志連合」参加国、ロシア、イラン等に対してテロを実行し、その際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いるよう呼び掛けています。令和元年（2019年）中も、I S I L等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しました。I S I Lは、インターネットを活用してこうしたテロ事件を称賛するなど、更なるテロの実行を呼び掛けました。

イラク及びシリアにおいてI S I Lが支配地域を失ったことにより、両国における多くの外国人戦闘員（F T F^(注1)）及びその家族が現地を離れており、今後、**外国人戦闘員が、母国又は第三国でテロを行うことなどが懸念されます。**

一方、AQ^(注2)については、AQ創設時の指導者オサマ・ビンラディンの息子とされ、また、これまでインターネットを通じてテロの実行を呼び掛けてきたハムザ・ビンラディンが、米国の作戦行動により死亡したとされていますが、指導者のアイマン・アル・ザワヒリは令和元年（2019年）中も一貫して反米テロ等を呼び掛けています。また、中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなどしています。このように、AQ及びその関連組織は、依然として自らがイスラム過激派を主導する勢力であることを示しており、脅威は継続しているといえます。



アブー・バクル・アル・バグダーディ
(AFP=時事)



AQ関連組織がインターネット上に
配信したオンライン機関誌
「インスパイア」

(注1) : Foreign Terrorist Fighters の略

(注2) : Al-Qaeda (アル・カーイダ) の略

■ 我が国や邦人を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆弾テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実が発生していることから、**今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念**されます。

実際に、シリアにおける邦人殺害テロ事件では、I S I Lによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後



スリランカにおける連続爆弾テロ事件
(NurPhoto)

も邦人をテロの標的とすることが示唆されました。その後も、I S I Lはオンライン機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししました。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっています。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国にとってイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものとと言えます。

■ ホームグローン・テロリストの脅威等

欧米では、非イスラム諸国で生まれ又は育った者が、I S I LやAQ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする諸国の権益を狙ってテロを実行する、ホームグローン・テロリストによる事件が数多く発生しています。我が国においても、I S I L関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でI S I Lへの支持を表明する者が国内に存在しており、I S I LやAQ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できません。

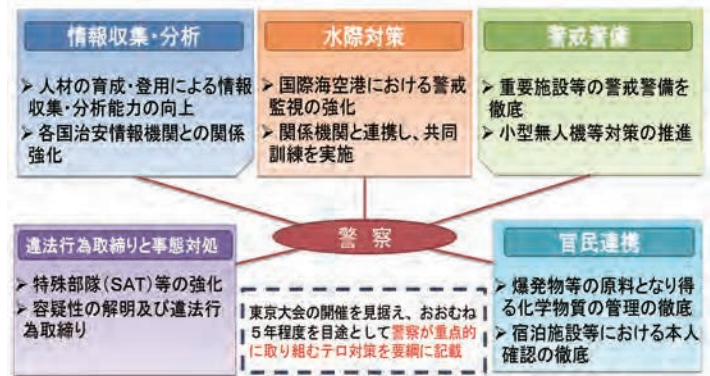
これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続していると言えます。

第3章 国際テロ情勢

■ 警察庁国際テロ対策強化要綱について

厳しい国際テロ情勢の中、平成27年6月、改めてテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むため、東京大会の開催までのおおむね5年程度を目途として推進していくべき施策を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表しました。

警察では、同要綱に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を推進しています。



■ 情報収集と捜査

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠です。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用しています。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合や違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしています。

さらに、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしています。

■ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠です。平成31年(2019年)4月にはG7内務大臣会合がフランスのパリで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされています。

警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っています。また、独立行政法人国際協力機構(JICA)との共催による「国際テロ対策セミナー」を開催しており、アジア・中東、アフリカ等から治安機関担当者を招へいし、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行っています。



G7内務大臣会合 (AFP=時事)

■ 官民一体となったテロ対策

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して推進することが望まれます。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画しています。

また、不特定多数の者が集まる施設、イベント等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活動等により、「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化しています。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されており、警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指示したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしています。

さらに、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、社会情勢の変化を踏まえながら、テロリストによる悪用の防止を図っています。



日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明しました。しかし、過去に引き起こした数々のテロ事件をいまだに称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできません。警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進しています。



国際手配中の日本赤軍メンバー

「よど号」グループ

昭和45年(1970年)3月31日、故田宮高^{たかまる}磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入りました。現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており(ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされていますが、真偽は確認できていません。)、このうち3人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられています。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めています。



国際手配中の「よど号」グループ

北朝鮮の対日有害活動

情勢

北朝鮮は、平成31年（2019年）4月及び令和元年（2019年）8月に最高人民会議を開催し、2度にわたって憲法改正を行いました。これらの改正では、国務委員会委員長について、「国家を代表する朝鮮民主主義人民共和国の最高領導者」と明記したほか、「国務委員会委員長は全朝鮮人民の総意によって最高人民会議で選挙する」と規定するなど、国務委員会委員長の権限を強化し、キムジョンウン金正恩朝鮮労働党委員長兼国務委員会委員長（以下「金正恩委員長」という。）の権威をより一層高めました。

他方、外政面では、金正恩委員長が平成31年（2019年）2月、ベトナム・ハノイにおいて、米国のトランプ大統領との第2回米朝首脳会談を行いました。同会談での合意事項はなく、事実上の決裂に終わりました。その後、米朝は、令和元年（2019年）6月の板門店での首脳面会を経て、同年10月にはスウェーデン・ストックホルムで実務協議を開催したものの、北朝鮮が「決裂」と発表するなど、依然として米朝間の立場の隔たりは埋められていません。

米朝協議がこう着状態にある中、北朝鮮は、中国やロシアとの外交を推進し、平成31年（2019年）4月に、金正恩委員長が、ロシアを訪問してプーチン大統領との首脳会談を行ったほか、令和元年（2019年）6月には、中国のしゅうきんぺい習近平総書記を国賓として北朝鮮に招いて首脳会談を行いました。

一方、北朝鮮は、対話路線を継続しながらも、同年5月から11月にかけて、新たに開発したとみられる弾道ミサイルの「試験発射」等を13回にわたって行いました。これらに関して北朝鮮は、「通常兵器の開発措置」などと正当化する一方、「米国と南朝鮮当局が繰り広げた合同軍事演習に適切な警告を送る機会になる」などと、米韓両国を非難しました。また、同年10月2日に発射された弾道ミサイルは、鳥根県隠岐諸島・鳥後沖の我が国の排他的経済水域内に落下したとみられますが、北朝鮮は、「周辺国家の安全にささいな否定的影響も与えなかった」などと主張しました。北朝鮮は、こうしたミサイルの「試験発射」等を重ねることによって、弾道ミサイル関連技術の高度化や能力の向上を図っていると考えられます。



2月に行われた米朝首脳会談（AFP=時事）



北朝鮮が10月2日に発射した弾道ミサイル
（朝鮮通信=時事）

対日諸工作

朝鮮総聯^{れん}は、令和元年（2019年）中、北朝鮮の各種記念日等に合わせて訪朝団を派遣したほか、平成31年（2019年）3月に行われた北朝鮮の最高人民会議第14期代議員選挙において、許宗萬^{ホ ジョンマン}議長以下5人の朝鮮総聯幹部が最高人民会議代議員に選出されるなど、北朝鮮と極めて密接な関係にあることが改めて確認されています。

また、許宗萬議長は、令和元年6月に行われた総聯中央委員会第24期第2回会議の報告において、朝鮮学校の高校授業料無償化をめぐる問題等について、取組の強化を指示しており、今後も、各種宣伝活動や要請活動を行うなど、親北朝鮮世論の形成を目指した活動を展開するとみられます。

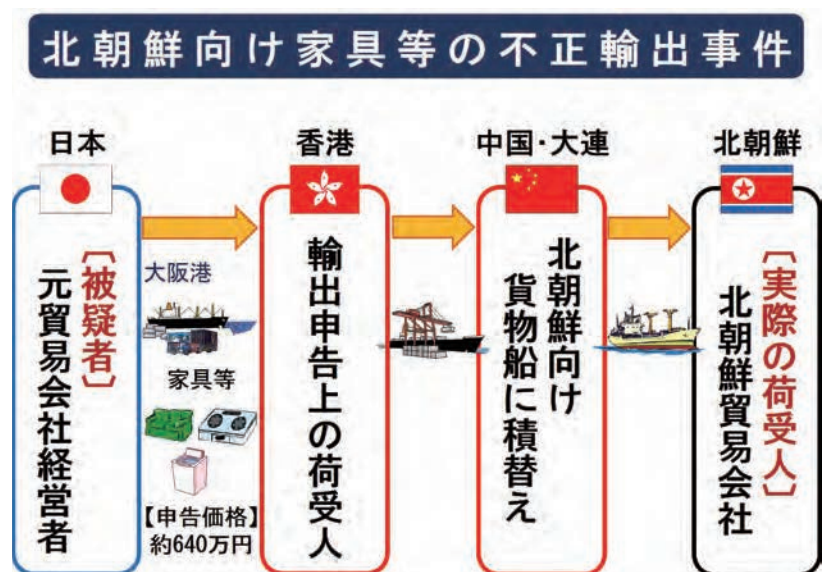
北朝鮮による諜報活動も依然として行われており、平成28年2月、警視庁は、戦後53件目となる北朝鮮関係諜報事件を検挙しました。本事件では、被疑者が、韓国における協力者と連携するなどしながら、韓国の政界に関する情報を収集するなど、様々な活動を行っていたことが明らかとなっています。

対北朝鮮措置

我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、全ての品目について北朝鮮との間での輸出入禁止等の独自措置（対北朝鮮措置）を講じています。警察では、同措置の実効性を確保するため、平成18年以降、これまでに**40件**の不正輸出入事件を検挙しています。令和元年中には、

- **販売目的で北朝鮮産ビールを不正に輸入した外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件**
- **家具等を香港及び中国・大連を経由させて北朝鮮向けに不正輸出した外為法違反事件**を検挙しました。

北朝鮮向け不正輸出事件については、2か所を経由させる二重迂回の手口が用いられるなど、年々悪質化・巧妙化していることから、警察では、引き続き、関係機関と緊密に連携を図り、取締りを強化していくこととしています。



第4章 外事情勢

北朝鮮による拉致容疑事案等

警察では、令和元年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の**合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断**するとともに、拉致に関与したとして、**北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配**を行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、**北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)**について、**関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており**、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の現地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っています。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載しています。

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題です。**日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる**ところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることをとしています。

	発生時期	被害者※（ ）内は、当時の年齢	発生場所	国際手配被疑者
北朝鮮による拉致容疑事案	1	昭和49年6月 コキョンミ 高敬美さん（7）、コガン 高剛さん（3）	福井県小浜市	ホンスヘ 洪寿恵こと木下陽子
	2	昭和52年9月 ゆたか 久米 裕さん（52）	ふげし 石川県鳳至郡（現 ほうす 鳳珠郡）	キムセホ 金世鎬
	3	昭和52年10月 松本 京子さん（29）	鳥取県米子市	
	4	昭和52年11月 横田 めぐみさん（13）	新潟県新潟市	
	5	昭和53年6月頃 田中 実さん（28）	兵庫県神戸市	
	6	昭和53年6月頃 田口 八重子さん（22）	不明	
	7	昭和53年7月 地村 保志さん（23） H14.10帰国 地村（旧姓：濱本） 富貴恵さん（23） H14.10帰国	福井県小浜市	シングァンス 辛光洙
	8	昭和53年7月 蓮池 薫さん（20） H14.10帰国 蓮池（旧姓：奥土） 祐木子さん（22） H14.10帰国	新潟県柏崎市	通称チェ・スン Chol 通称ハン・クムニョン 通称キム・ナムジン
	9	昭和53年8月 市川 修一さん（23） 増元 るみ子さん（24）	ひおき 鹿兒島県日置郡（現 ひおき 日置市）	
	10	昭和53年8月 曾我 ひとみさん（19） H14.10帰国 曾我 ミヨシさん（46）	新潟県佐渡郡（現 佐渡市）	通称キム・ミョンスク
	11	昭和55年5月頃 石岡 とおる 亨さん（22） 松木 薫さん（26）	欧州	よりこ 森順子 若林（旧姓：黒田） 佐喜子 さきこ
	12	昭和55年6月 ただあき 原 救晁さん（43）	宮崎県宮崎市	キムキルクク 辛光洙 金吉旭
	13	昭和58年7月頃 有本 恵子さん（23）	欧州	魚本（旧姓：安部） 公博

(注)：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和元年末現在、878人

中国の対日有害活動

情勢

■ 建国70周年記念式典

令和元年（2019年）10月、天安門広場において、建国70周年記念祝賀式典と軍事パレードが行われました。同式典において習近平国家主席は、70年間にわたる中国共産党の指導の下における国家の発展を自賛するとともに、「いかなる勢力もわれわれの偉大な祖国の地位を揺るがすことはできない」と様々な問題で対立する米国をけん制しました。

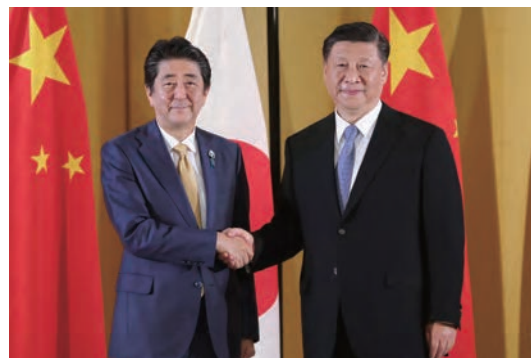
また、過去最大規模となった軍事パレードでは、米国本土を射程に収める新型大陸間弾道ミサイル「東風（DF）41」等が初公開されました。



建国70周年記念式典の軍事パレード
（新華社/共同通信イメージズ）

■ 日中関係

安倍首相は、令和元年6月、G20大阪サミットに出席するため国家主席に就任以降初めて訪日した習近平国家主席と日中首脳会談を行いました。会談では、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、長期的に安定した日中関係を構築することで一致しました。



6月に行われた日中首脳会談
（Avalon/時事通信フォト）

■ 米中対立

依然として継続している米中貿易摩擦の影響を受け、米中間の対立関係が続いています。米国は、中国に対し、国家発展戦略「中国製造2025」や中国政府による国有企業への産業補助金の見直し等を求めているものの、中国は「内政干渉に等しい要求」などと強く反発しています。

また、米国は、中国の通信機器に対する制裁等を強めており、平成30年（2018年）に成立した国防権限法に基づき、令和元年（2019年）8月、米国政府機関による「華為技術（ファーウェイ）」を含む中国企業5社からの製品調達を禁止する規制を発効させたほか、同年11月、一部の民間通信事業者にも同様に中国企業2社からの調達を禁止する規制を決定しました。



7月に行われた米中貿易協議
（EPA=時事）

第4章 外事情勢

■ 香港情勢

平成31年(2019年)4月に香港の立法会が逃亡犯罪人条例等改正案^(注)の審議を開始して以降、民主活動家等が中国への引渡し対象になるおそれがあるとして、香港市民の間で同改正案に対する危機感が強まり、大規模なデモが頻発しました。令和元年(2019年)9月、林鄭月娥^{りんていげつが}行政長官は、同改正案の完全撤回を表明しましたが、デモは継続しており、収束のめどは立っていません。



香港の抗議デモ (AFP=時事)

尖閣諸島等をめぐる対応

平成24年9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島の所有権を取得して以降、中国公船は、尖閣諸島周辺海域への接近を繰り返すようになり、同月以降これまでの中国公船の領海侵入日数は延べ257日(令和元年12月31日現在)となりました。中国は、尖閣諸島周辺に公船等を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、既成事実化を図る狙いがあるものとみられます。

対日諸工作等

平成31年(2019年)1月、ポーランド当局は、中国の通信機器大手「華為技術(ファーウェイ)」のポーランド法人に勤務する中国人男性らをスパイ活動を行っていた疑いで逮捕したことを明らかにしました。また、令和元年(2019年)9月、米国当局は、米国籍のツアーガイドが中国の情報機関関係者に米国の機密情報が入ったメモリーカードを渡した疑いで逮捕したと発表しました。中国は、諸外国において様々な情報収集活動を行っていることが明らかになっています。

中国は、**我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に技術者、研究者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っている**ほか、政財官学等の各界関係者に対して積極的に働き掛けるなどの対日諸工作を行っているものとみられます。近年では、中国政府、企業、大学等の関係者が、農業に係る問題や、中国国内で深刻化する環境汚染、高齢化等の問題に関連して、これらの分野の先端科学技術を有する我が国の企業等を積極的に訪問するとともに、**あらゆる機会を通じて中国への進出や共同研究、技術提供を働き掛ける**などの動向がみられます。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしています。

(注)：犯罪人引渡し協定を結んでいない国・地域への犯罪人の引渡しを可能にする逃亡犯罪人条例等の改正案をいう。

ロシアの対日有害活動

情勢

■ 日露関係

我が国は、ウクライナ危機以降、対ロシア制裁を継続する一方で、**日露間の対話は継続**しています。安倍首相とプーチン大統領は、令和元年中、3回の首脳会談を行いました。両首脳は、同年9月の首脳会談で、平和条約交渉について未来志向で作業することを再確認し、双方が受け入れられる解決策を見付けるための共同作業を進めていくことで一致しました。他方、同年8月にメドヴェージェフ首相が、北方領土の択捉島を訪れたほか、同年9月にプーチン大統領が、東方経済フォーラムにおいて、自衛隊が予定している陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入に反対の考えを示し、導入すれば平和条約交渉に影響を及ぼすと強調するなど、ロシアは、我が国に対し、硬軟織り交ぜた姿勢を見せています。



6月に行われた日露首脳会談
(AFP=時事)

■ ロシアをめぐる情勢

ロシアは、米国を始めとする欧米諸国との対立を続けつつ、ウクライナやシリアに対する政治的・軍事的関与を継続しています。国内では、ロシア政府によるインターネット規制やプーチン政権に批判的な調査報道を続けてきた記者の逮捕等に対し、抗議活動が行われました。



ロシア国内における抗議活動
(ロイター/アフロ)

対日諸工作等

近年も、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事件が摘発されています。米国は、平成31年（2019年）3月、いわゆるロシア疑惑^(注)をめぐる捜査を終結しましたが、約1年10か月の捜査ではロシア軍参謀本部情報総局（GRU）の情報機関員ら合計34人が起訴されました。これまで**我が国においても、ロシア情報機関員が、大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っています**。警察では、平成3年（1991年）のソ連崩壊以降、令和元年（2019年）までに9件の違法行為を摘発しており、今後も我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続き、情報収集・分析機能の強化を図るとともに、違法行為には、厳正な取締りを行うこととしています。

(注)：平成28年（2016年）の米国大統領選挙でロシア政府やその関係者が、様々な手段を通じて介入したとされる疑惑で、トランプ陣営との関係性も指摘されている。

第4章 外事情勢

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

国際的な取組

我が国は、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するため、国際法及び各国国内法の範囲内で参加国が共同して執り得る措置を検討・実践する国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想 (PSI^(注))」に、平成15年の発足当初から積極的に参加しています。

警察では、我が国の拡散阻止能力及び関係国・関係機関間の連携を強化するため、令和元年7月、韓国で実施された**PSI訓練「Eastern Endeavor 19」**に参加しました。



PSI訓練の状況
(7月、韓国)

違法行為の取締り

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、警察では、我が国からの**大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを推進**しており、**戦後これまでに36件の不正輸出事件を検挙**しています。

最近では、警視庁が、平成29年11月、経済産業大臣の許可を受けずに航空機搭載用赤外線カメラを中国に輸出したとして、中国人留学生を外為法違反（無許可輸出）で検挙しました。

また、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、民生品を生産するために非常に有用である一方、大量破壊兵器関連物資等の生産に用いることができるもの（デュアルユース）も多く、技術情報等の流出防止に向けた対策が求められています。

警察では、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携を緊密にし、引き続き、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしています。



不正輸出されたものと同型の
赤外線カメラ

(注) : Proliferation Security Initiative の略

不法滞在対策

我が国に存在する不法残留者の数は、令和元年7月1日時点、約7万9,000人とされており、平成31年1月1日時点と比較して約4,800人増加しました。国籍別ではベトナム、インドネシア及びスリランカが、在留資格別では特定活動が大幅に増加しました。

不法残留者の増加に伴い、偽造技術の向上による精巧な偽造証明書等の流通が懸念されています。

不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるため、偽造証明書等を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているとみられるほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあつせんするブローカーや、資格外活動の許可の範囲を逸脱して外国人を稼働させる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口も悪質化・巧妙化しています。

こうした中、出入国在留管理官署との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、令和元年中の来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は5,279人となりました。

警察では、引き続き不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしています。

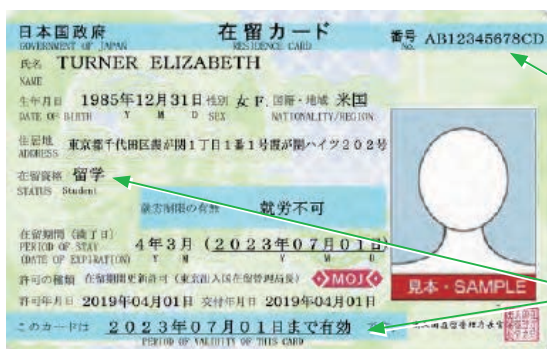


偽造在留カード所持事件の捜査
(7月、沖縄)



不法就労先の摘発
(11月、奈良)

【在留カードの見方】



「在留カード番号」

出入国在留管理庁のウェブサイトから在留カード番号の有効性が確認できます。

「在留資格」、「有効期限」等が確認できます。不法滞在者にはカードは交付されません。

右翼及び右派系市民グループ

右翼の動向

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。

韓国をめぐるっては、韓国国会議長が慰安婦問題で天皇陛下に謝罪を求める発言をしたことのほか、竹島の不法占拠や旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「もはや韓国という国を信用することはできない。国交を断絶するべきだ」などと主張しました。

ロシアをめぐるっては、メドヴェージェフ首相による択捉島訪問や日露首脳会談で北方領土問題の進展がみられなかったことを捉え、「対露外交は全て白紙に戻すべきである。ロシアの言いなり外交では日本国民は納得しないし、領土は絶対に戻らない」などと主張しました。

中国をめぐるっては、中国公船が尖閣諸島周辺領海に繰り返し侵入していることを捉え、「連日尖閣諸島周辺で領海侵入を行っている中国とは一刻も早く国交を断絶しなければならない」などと主張しました。

北朝鮮をめぐるっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮は、日本国へ向けたミサイル発射をやめろ。北朝鮮の手先、朝鮮総聯は日本国から出て行け」などと主張しました。

国内では、第4次安倍第2次改造内閣が発足したことを捉え、憲法改正への期待感を述べたほか、一部は「拉致問題も北方領土問題も、何も解決されていない」などと主張しました。

また、一部の右翼は、資金獲得を目的に、**企業に対して執ような街頭宣伝活動**を行っています。令和元年中にその対象となった企業は延べ約120社（実数約40社）に上っています。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国、我が国政府、企業等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対する「テロ、ゲリラ」事件や企業等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。



街頭宣伝活動を行う右翼（8月、東京）

違法行為の取締り

令和元年（2019年）中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はありませんでした。

令和元年中の右翼運動に伴う事件^{（注）}の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、下表のとおりであり、依然として悪質な資金源犯罪が後を絶たない状況にあります。

警察は、銃器犯罪や資金獲得等を目的とした違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行い、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に努めています。

右翼運動に伴う事件の検挙	94件
	112人
資金獲得を目的とした事件の検挙	89件
	104人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	3丁

右翼による違法行為の検挙状況等

街頭宣伝車対策の推進

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、徹底した取締りを行っており、令和元年中、暴行罪等により**20件20人**を検挙しました。



街頭宣伝活動に対する取締り（2月、島根）



街頭宣伝活動に対する取締り（8月、滋賀）

（注）：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

第5章 公安情勢

右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

■ 右派系市民グループをめぐる情勢

極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、令和元年中、領土問題や拉致問題といった、我が国と韓国や北朝鮮との間の問題を捉え、各地でデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件に及びました。

また、その活動に対して反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組みました。



右派系市民グループのデモ（5月、東京）

警察では、平成28年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を踏まえ、警察職員に対する必要な教育を推進するとともに、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、厳正に対処しています。

右派系市民グループは、今後も引き続き、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念されます。

■ 違法行為の取締り

令和元年中、神奈川県内において、平成30年8月、同県内で開催された演説会に抗議していた男性の首を絞めるなどした右派系市民グループ関係者を傷害罪で逮捕しました（1月、神奈川）。

また、東京都内において、関東大震災犠牲者の慰霊祭に参加していた右派系市民グループ関係者と口論になり、頬を平手打ちするなどした男を暴行罪で逮捕しました（9月、警視庁）。

警察は、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに労働運動や大衆運動にも介入しています。一方で、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

革マル派

革マル派は、創始者である黒田寛一前議長（故人、以下「黒田前議長」という。）の思想等を学ぶための「格好の入門書」と位置付ける「マルクス主義入門」（全5巻）を平成30年5月から順次刊行しており、令和元年中は第3巻から第5巻を発刊しました。また、機関紙で黒田前議長が提唱した理論の学習や同理論に依拠した「組織建設」を訴えました。



革マル派のデモ（6月、東京）

労働運動では、連合及びその加盟労組の指導部に対する批判を展開し、それら労組が主催する定期大会等の会場周辺で、参加者に対して、同派への結集を呼び掛けるなどして勢力の拡大を図りました。

大衆運動では、改憲阻止を強く主張し、政権打倒を訴えて、独自の集会、デモに取り組みました。また、大衆団体が主催する抗議行動に活動家を動員し、自派の主張を訴えました。普天間飛行場の移設に対しては、「辺野古新基地建設を阻止せよ」などと主張して、現地で行われる抗議行動に活動家を動員しました。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、勢力の拡大を図りました。

一方、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である松壽明元JR東労組会長（故人）が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定しました。

同派は、今後も黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられます。

第5章 公安情勢

中核派

中核派は、昭和46年発生 of 警察官殺害事件（渋谷暴動事件）により殺人罪等で無期懲役が確定した同派活動家の死亡（令和元年5月）を受けて、「獄死・国家犯罪を許すな」と主張するとともに、「獄中44年、不屈・非転向」を貫いた同活動家の「遺志」の継承を訴えました。

また、同年9月に第26回全国委員会総会を開催し、平成27年以降の指導に誤りを認め、新たな執行部を選出し、改めて**労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」**に基づき各種闘争を進めていく姿勢を示しました。

労働運動では、「国鉄闘争」を「不動の基軸」に据えて、令和元年6月及び11月に全国集会をそれぞれ開催し、「闘う労働組合を職場の仲間とともに作り出す」ことなどを主張しました。

大衆運動では、改憲阻止を最重要課題に掲げて、平成30年に発足を宣言した「改憲・戦争阻止！大行進」運動の地方組織の結成を推進するとともに、各地で集会、デモに取り組みました。

また、若者の獲得に向けた取組を強化し、SNSや動画共有サイトを勧誘活動に活用しました。平成31年4月の東京都杉並区議会議員選挙には、30歳（当時）の女性活動家を擁立、同活動家は、「若者と女性で社会を変えよう」と訴えて初当選しました。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、全国の大学での「学生自治会建設」に向け、大学構内に無断で侵入するなどの違法行為を犯しながらも勢力の拡大を図りました。

同派は、今後も**「国鉄闘争」を中心に、改憲阻止等を闘争の課題とする活動を継続し、組織の維持・拡大を図るもの**とみられます。



中核派のデモ（11月、東京）

革労協

革労協主流派は、「**農地強奪阻止**」をスローガンに、**成田闘争**を重点に取り組みました。

同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟（反対同盟）北原グループが主催する闘争に参加するとともに、独自の現地闘争にも取り組みました。

革労協反主流派は、**反戦・反基地闘争**を重点に取り組み、現地に活動家を動員してデモ等を行いました。



革労協反主流派のデモ（4月、東京）

第5章 公安情勢

また、反原発闘争に取り組んだほか、G20大阪サミットでは、首脳会合初日の令和元年6月28日、現地で「サミット粉碎」を訴える集会、デモに取り組みました。

両派は、「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織の「革命軍」を擁し、新たな武器の研究開発を目指すなど、武装闘争を指向しています。

今後も両派は、組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

成田闘争

成田国際空港株式会社（空港会社）と反対同盟北原グループとの間では、空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われており、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、集会、デモに取り組みました。また、平成30年3月、国、千葉県、空港周辺市町及び空港会社で構成される四者協議会において、既存滑走路の延伸等により空港の発着容量を年間50万回とする、更なる機能強化について合意がなされ、令和元年11月、その合意内容に沿って成田国際空港の基本計画が53年ぶりに改訂されました。こうした成田国際空港の機能強化に向けた動きに対し、同グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、「空港機能強化粉碎」などと主張して、反対行動に取り組みました。

極左暴力集団は、今後も成田闘争に取り組み、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進しています。

令和元年中は、ビラを配る目的で京都大学構内に無断で立ち入った中核派活動家や広島大学職員に体当たりし転倒させるなどして怪我を負わせた同派系全学連活動家らを逮捕したほか、歯科医院で診療申込書に虚偽の氏名等を記入した革労協反主流派非公然最高幹部を逮捕するなど、極左活動家ら19人を検挙しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしています。

The poster features a yellow background with large, bold red and black text. At the top, it reads '極左暴力集団 指名手配' (Extreme Left Violent Groups Wanted). Below this, it says '東アジア反日武装戦線' (East Asia Anti-Japanese Armed Front) and '昭和50年 連続企業爆破事件' (Shōwa 50th Anniversary, Continuous Corporate Bombing Incident). The name '桐島聡' (Kirishima Satoshi) is prominently displayed in large characters. To the right of the name, it lists '手記罪名' (Handwritten Crime Name) and '爆発物取締罰則違反' (Violation of Explosive Substance Control Penalties). Below the name, there are two portraits: a woman on the left and a man on the right. The man's portrait is larger and more detailed. Below the portraits, it says '昭和29年 1月9日生' (Shōwa 29th Anniversary, Born January 9th). Below that, there are three bullet points: '◆身長 160cm' (◆Height 160cm), '◆強度の近視' (◆Severe Myopia), and '◆口唇厚くやや大きい' (◆Thick lips, slightly large). At the bottom, it says '似ていると思ったら すぐに110番通報を!' (If you think it looks like them, call 110 immediately!). To the right of this text is the Japanese National Police Agency (NPA) logo and the text '警察庁' (NPA) and 'http://www.npa.go.jp/'.

指名手配被疑者の発見・通報を
訴えるポスター

オウム真理教

教団の現状

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃と松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」を始めとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動しています。

現在、教団は、**15都道府県に32か所の拠点施設**を有し、信者数は、合計で**約1,650人（出家約300人、在家約1,350人）**とみられます。

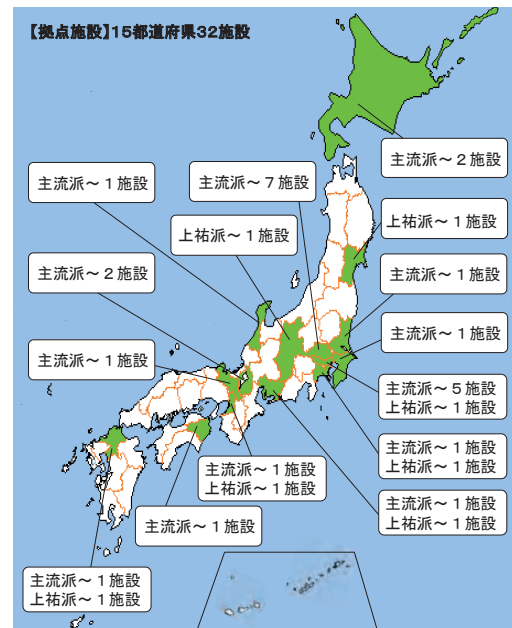
主流派は、平成30年7月の松本の死刑執行後も依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾るなど、**松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線**を徹底しています。このような中、同派では、松本の二男の教

団復帰をめぐる動向に端を発した内紛が依然として継続しているとみられ、信者の一部は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しています。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにて旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して松本からの脱却を強調するなど、**松本の影響力がないかのように装って活動**しているほか、「開かれた教団」や組織の刷新をアピールするなどしています。

今後、主流派は、松本への絶対的帰依を強調しながら、組織の拡大、統制を図っていくものとみられます。一方、上祐派は、松本からの脱却を装いながら、組織の維持を図っていくものとみられます。

なお、平成27年に更新された団体規制法に基づく観察処分決定については、主流派及び上祐派が同決定の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起していたところ、同裁判所は、29年9月、同決定のうち、「ひかりの輪」を対象とした部分を取り消す旨の判決を言い渡しました。その後、国が控訴し、東京高等裁判所は、31年2月、第一審判決を取り消し、上祐派の請求を棄却しましたが、これに対して同派が上告し、同訴訟は現在も係属中です。



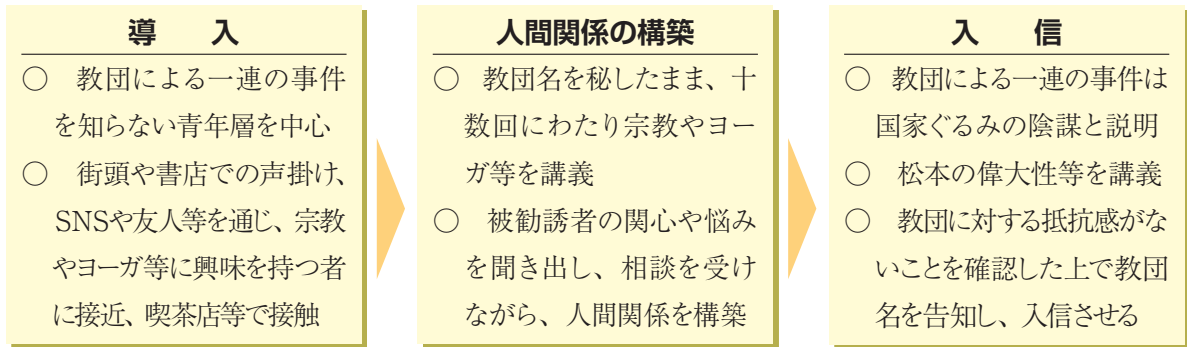
オウム真理教の拠点施設

組織拡大に向けた動向

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店における声掛けのほか、SNSを利用しながら、青年層を中心に、ヨガ、占い、精神世界等に興味を持つ者と接触を図り、**ヨガ教室に勧誘**するなどして新規信者を獲得しています。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、**ウェブサイトを通じて、参加を呼び掛ける**などし、信者獲得を図っています。

【事例】 主流派「Aleph (アレフ)」による勧誘活動



オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、その本質に変化がないと認められることから、警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しています。

令和元年中は、主流派在家信者らが共謀して、ヨガ教室の運営に使用するための預金口座であるにもかかわらず、利用目的を偽って口座を開設し、預金通帳の交付を受けた**主流派在家信者ら2人を詐欺で検挙**しました(12月、京都)。



広報用チラシ

また、地下鉄サリン事件から24年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念されます。そのため、警察では、各種機会を通じ、教団の現状や教団の組織的違法行為に対する検挙事例等を、住民や地方自治体等に対して積極的に広報するとともに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しています。

オウム真理教による主な事件

事 件 名	発 生 日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年 11月 4日	死者 3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年 6月 27日	死者 8人 負傷者約 140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件(逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年 2月 28日	死者 1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年 3月 20日	死者 13人 負傷者 5,800人以上 ※オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数

第5章 公安情勢

日本共産党

第19回統一地方選挙の結果

日本共産党は、平成31年4月の第19回統一地方選挙で1,212議席を獲得しましたが、前回統一地方選（平成27年、1,339人）比で獲得議席を127減らしました。

共産党は統一地方選の結果について、「党の議席を後退させたことはたいへんに残念」としながらも、「今後の前進に向けた足がかりを築くものであり、全体として善戦・健闘と言えるたたかいとなった」と評価しました。

共産党によると、統一地方選後、同党の地方議会議員数は2,662人（令和2年1月1日現在）となりました。

第25回参議院議員通常選挙の結果

共産党は、参院選について【表1】のとおり目標を掲げ、選挙区16人、比例代表26人の計42人の候補を擁立しましたが、改選前比1議席減の7議席の獲得に留まりました。加えて、右グラフのとおり、比例代表の得票数も、前回参院選比で後退しました。

また、共産党は、前回参院選と同様、32の1人区全てに野党統一候補を擁立し、同選挙区での勝利を目指すとの目標を掲げました。

その結果、野党統一候補の擁立は、全ての1人区で実現しましたが、前回参院選で野党統一候補が獲得した11議席を下回る10議席の獲得に留まりました。

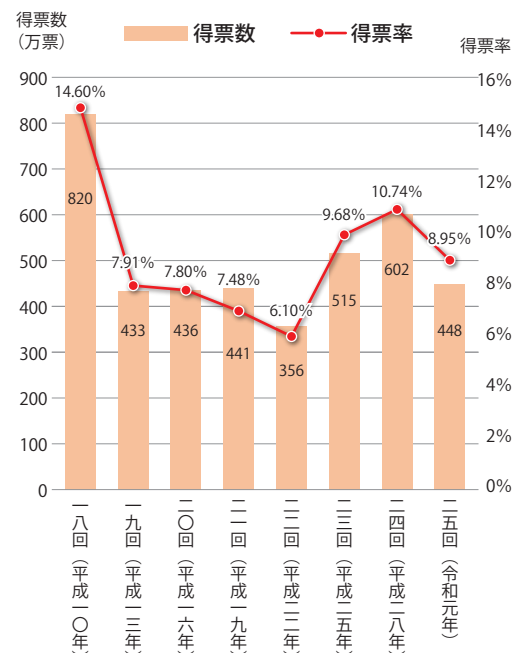
共産党は参院選での野党共闘について、「共闘の力で、安倍首相による改憲策動に痛打を与え、政治局面を変えたことの意義は大きい」、「相互に支援しあう共闘に前進した」と評価しました。

なお、共産党は、参院選後に「安倍政権・自民党政治に代わる野党としての政権構想を国民に提示することが大きな課題」とし、「『野党連合政権』を正面からの主題にすえた話し合いの開始」を呼び掛け、参院選で共闘した野党等に順次申入れを行いました。**この『野党連合政権』は、共産党の綱領に規定されている『さしあたって一致できる目標の範囲』での政府に位置付けられ、共産主義社会の実現という同党の目標に向けた1つの段階に当たります。**

共産党は、今後も「野党連合政権」の樹立を目指し、野党共闘に注力するものとみられます。

【表1】 共産党が参院選で掲げた目標

	議席数	得票数	得票率
比例代表	7議席以上	850万票	15%
選挙区	3議席以上	—	—



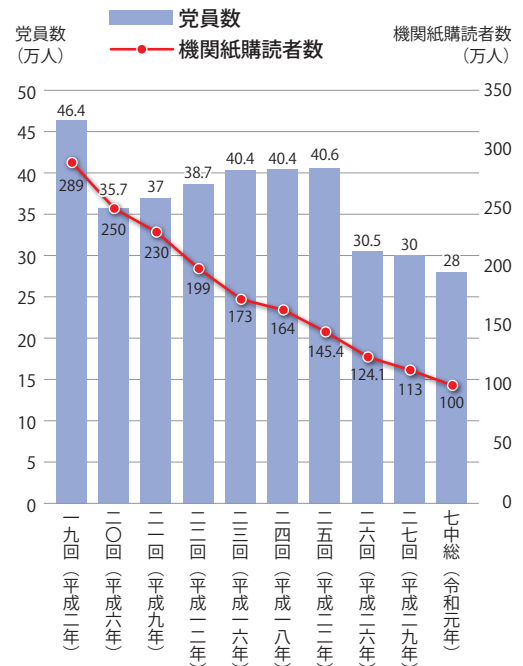
参院選（比例代表）における日本共産党の得票数、率の推移（平成10～令和元年）

日本共産党第28回大会に向けた動向

共産党は、令和元年9月の第7回中央委員会総会（7中総）で、第28回党大会を令和2年1月14日から18日までの5日間の日程で開催することを決定しました。党大会の開催は、平成29年1月の第27回党大会以来3年ぶりとなります。

共産党は、7中総開催時点で党員が約28万人、機関紙読者数が「100万人を割り込んでいる」ことを公表し、令和2年1月末までの間、「第28回党大会成功をめざす党勢拡大大運動」に取り組むことを提起しました。

また、令和元年11月の第8回中央委員会総会で、**綱領の一部改定案を提示**し、第28回党大会に上程することを採択しました。志位委員長は、改定方針について「第3章・世界情勢論を中心に行い、それとの関係で第5章・未来社会論の一部を改定する」などと述べた上で、中国について「社会主義をめざす新しい探究が開始」された国と判断する根拠は、もはやなくなりました」として、同国に関する評価の記述を削除するほか、「発達した資本主義国での変革は、社会主義・共産主義への大道である」と加筆するなどの改定案を示しました。



日本共産党の党員、機関紙現勢の推移

全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、令和元年5月1日、都内で「9条改憲反対！辺野古新基地建設阻止！安倍政権は退陣を！」等のスローガンを掲げ、「第90回中央メーデー」を開催しました。来賓として**志位委員長が出席**し、デモ行進には**共産党の国会議員らが参加**しました。全労連は、今後も引き続き、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動に取り組んでいくものとみられます。



第90回中央メーデー（時事通信フォト）

第5章 公安情勢

大衆運動

沖縄県内における反基地運動

大衆団体等は、普天間飛行場の名護市辺野古移設反対を訴え、移設先であるキャンプ・シュワブのゲート前や工事関係先である港で抗議行動に取り組んだほか、県内の米軍基地の撤去を訴え、普天間飛行場をはじめとする米軍基地の周辺で抗議行動に取り組みました。

県内のこうした反基地運動に伴い、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等の違法行為も発生しており、沖縄県警察では、令和元年中、8件13人を検挙しました。

大衆団体等は、今後も引き続き、普天間飛行場の辺野古移設等を捉え、反基地運動に取り組むものとみられます。



米軍に対する抗議行動（9月、沖縄）
（朝日新聞社／時事通信フォト）

憲法改正・原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、憲法改正反対を訴え、令和元年5月3日、都内で約6万5,000人（主催者発表）を集め、「平和といのちと人権を！5.3憲法集会2019－許すな！安倍改憲発議－」に取り組んだほか、11月3日には国会議事堂前に約1万人（主催者発表）を集め、「安倍改憲発議阻止！辺野古新基地建設やめろ！東北アジアに平和と友好！11・3憲法集会in国会正門前」に取り組みました。

また、反原発を訴え、毎週金曜日に首相官邸前で抗議行動に取り組んだほか、福島第一原子力発電所の事故発生日である3月11日や関西電力大飯発電所の原子炉再起動を捉え、全国各地で抗議行動等に取り組みました。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正や原子力政策といった様々な政策や社会問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられます。



憲法改正反対を訴える集会（5月、東京）
（時事）



原発再稼働反対を訴える抗議行動（12月、大阪）
（朝日新聞社／時事通信フォト）

東京大会をめぐる反対運動

国内の反グローバリズムを掲げる勢力や大衆団体、一部の極左暴力集団によるネットワークの関係者は、令和元年（2019年）7月、東京大会の開幕まで1年となることを捉えて、大会の返上を訴える集会やデモ等に取り組みました。

極左暴力集団は、機関紙等で「厳戒弾圧態勢と愛国心煽動をもってする、東京オリンピック・パラリンピック開催を粉碎しよう」などと主張しました。

東京大会をめぐるこのような抗議活動は、今後、活発化していくものとみられます。

反グローバリズム運動

反グローバリズムを掲げる勢力は、令和元年（2019年）中、国内で開催されたG20大阪サミットや第7回アフリカ開発会議（T I C A D 7）に対し、集会やデモ等の抗議行動に取り組みました。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力による抗議行動は、平成20年（2008年）の北海道洞爺湖サミットをピークに参加者が減少傾向にあります。今後海外や国内の諸勢力から支援を受けながら、経済のグローバル化を推進する国際会議や国際機関に対する抗議行動に取り組むものとみられます。



G20大阪サミットに対する抗議行動（6月、大阪）
（共同通信社）

我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、令和元年（2019年）7月1日、日本が31年ぶりに商業捕鯨を再開したことを受けて、これに反対する主張をウェブサイトに掲載して批判しました。

一方、和歌山県太地町^{たいじ}のイルカ追い込み漁をめぐるのは、平成30年（2018年）9月から31年（2019年）2月までの間、活動家を現地に派遣して漁を監視するなどの抗議活動に取り組みました。警察では、**太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進**しているほか、法務省出入国在留管理庁等と連携して**水際対策を強化**しています。シー・シェパードを始めとする環境保護団体は、今後も我が国の商業捕鯨等をめぐり、様々な抗議活動に取り組むものとみられます。

第6章 警備実施

警戒警備の強化

重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化しています。



重要施設の警戒

水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾危機管理(担当)官**を置き、水際対策を強化しています。テロリスト等の入国を阻止するため、**事前旅客情報システム (APIS)**、**外国人個人識別情報認証システム (BICS)** 及び**乗客予約記録 (PNR)** が運用されているところ、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。



関係機関との水際対策訓練(4月、千葉)

武力攻撃事態等への対処

武力攻撃や重大テロが発生した場合に備え、警察では、被災情報の収集、避難住民の誘導等の**国民保護措置等**を迅速・的確に実施することができるよう、内閣官房や都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。令和元年(2019年)11月には、大分県において、爆発に伴い、多数の死傷者が発生したなどの想定により、国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった共同の図上訓練が行われました。



大分県国民保護共同図上訓練(11月)

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、陸上自衛隊との**共同訓練**を実施するなど、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化に努めています。

原子力関連施設に対するテロ対策

■ テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国の治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

■ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した**原発特別警備部隊**が、**24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっています。**

さらに、「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（平成23年11月14日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を受け、関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的実施するなどしています。



原子力関連施設の警戒

■ 警察庁職員による立入検査

原子力関連施設においては、警察庁職員が事業所等に定期的立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるように努めています。

■ 自衛隊との共同訓練

警察では、一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合を想定し、**自衛隊との共同訓練を実施**しています。令和元年11月には、北海道警察が、原子力発電所敷地内において自衛隊との共同実動訓練を実施しました。



自衛隊との共同実動訓練（11月、北海道）

第6章 警備実施

警衛・警護

警衛

平成31年においては、天皇皇后両陛下（現上皇皇后両陛下）は、

- ・ 京都御所茶会御臨席及び神武天皇山陵に親謁の儀（3月：京都府、奈良県）
- ・ 神宮に親謁の儀（4月：三重県）

等のため行幸啓になりました。

令和元年においては、天皇皇后両陛下は、

- ・ 第70回全国植樹祭御臨場等（6月：愛知県）
- ・ 第39回全国豊かな海づくり大会御臨席等（9月：秋田県）
- ・ 第34回国民文化祭・にいがた2019及び第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会御臨場等（9月：新潟県）
- ・ 第74回国民体育大会御臨場等（9月：茨城県）
- ・ 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀（11月：三重県）
- ・ 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵、孝明天皇山陵及び明治天皇山陵に親謁の儀（11月：奈良県、京都府）

等のため行幸啓になりました。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、

- ・ 第30回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席等（5月：鳥取県）
- ・ 令和元年度全国高等学校総合体育大会御臨席等（7月：鹿児島県）
- ・ ラグビーワールドカップ2019日本大会釜石開催御臨席、東日本大震災復興状況御視察（9月：岩手県）
- ・ 第43回全国育樹祭御臨席等（12月：沖縄県）

等のためお成りになりました。

また、令和元年中、海外へは、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がポーランド及びフィンランドを御訪問（6月、7月）されたほか、秋篠宮皇嗣同妃両殿下及び悠仁親王殿下がブータンを御旅行（8月）になるなど、皇族方が計10回御訪問等になっています。

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御周辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図りました。



第70回全国植樹祭御臨場等に伴う警衛
（6月、愛知）



第34回国民文化祭御臨場等に伴う警衛
（9月、新潟）

警 護

■ 外国要人

令和元年中は、令和最初の国賓としてアメリカ合衆国大統領夫妻（5月）が来日したほか、G20大阪サミット等が開催され、数多くの外国要人が来日しました。関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施して、外国要人の身辺の安全を確保しました。

主な外国要人の来日（令和元年中）

1月	タミーム・カタール国首長
2月	メルケル・ドイツ首相
5月	トランプ・米国大統領夫妻
6月	マクロン・フランス大統領夫妻 G20大阪サミット
8月	TICAD7
11月	フランシスコ・ローマ教皇
12月	ミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領夫妻



外国要人警護（6月、大阪）

■ 国内要人

令和元年中、警察では、安倍首相のオランダ及び英国訪問（1月）、ダボス会議出席等に伴うロシア及びスイス訪問（1月）、欧州及び北米訪問（4月）、イラン訪問（6月）、G7ピアリッツ・サミット出席に伴うフランス訪問（8月）、東方経済フォーラム出席に伴うロシア訪問（9月）、国連総会出席等に伴う米国及びベルギー訪問（9月）、ASEAN関連首脳会議出席に伴うタイ訪問（11月）、日中韓サミット出席に伴う中国訪問（12月）等における警護警備を行い、関係国の警護当局と緊密に連携して、首相の身辺の安全を確保しました。

安倍首相の主な海外訪問（令和元年中）

1月	オランダ、英国、 ロシア、スイス（ダボス会議）
4月	フランス、イタリア、スロバキア、 ベルギー、米国、カナダ
6月	イラン
8月	フランス（G7）
9月	ロシア（東方経済フォーラム）、 米国（国連総会）、ベルギー
11月	タイ（ASEAN）
12月	中国（日中韓サミット）



総理警護（4月、東京）

自然災害への対処

連続した風水害

■ 令和元年8月の前線に伴う大雨

令和元年8月26日から同月29日にかけて、停滞した前線により、東シナ海から九州北部地方にかけて発達した雨雲が次々と発生し、長崎県や佐賀県を中心に記録的な大雨をもたらしました。

この大雨の影響により、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生するなどして死者4人等の被害が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索、災害に便乗した各種犯罪への対策等を実施するなど、被災者等の安全安心を確保するための活動を実施しました。



行方不明者の搜索活動（8月、佐賀）

■ 台風第15号

台風第15号は、令和元年9月9日午前5時前、強い勢力で千葉県付近に上陸し、関東地方を北東に進みました。

この台風の影響により、死者1人等の被害が発生したほか、千葉県等において大規模な停電が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに、被災情報の収集、住民の安否確認、交通対策等を実施しました。

■ 台風第19号

台風第19号は、令和元年10月12日午後7時頃、大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過しました。

この台風の影響により、関東甲信地方や東北地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生するなどして死者84人、行方不明者3人等の被害が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,400人、警察用航空機（ヘリコプター）延べ約120機が、宮城県警察、福島県警察、長野県警察等に派遣され、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等に当たったほか、避難所等への訪問やパトロールを実施するなど、被災者等の安全安心を確保するための活動を実施しました。



行方不明者の搜索活動（10月、宮城）

■ 低気圧等による大雨

令和元年10月24日から同月26日にかけて、西日本から北日本の太平洋沿岸に沿って進んだ低気圧に向けて南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東側海上にあった台風第21号から湿った空気が流れ込むなどして、千葉県や福島県を中心に記録的な大雨をもたらしました。

この大雨の影響により、土砂災害や浸水害が発生するなどして死者13人等の被害が発生しました。

この災害に関し、関係警察では、警備体制を確立するとともに被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施しました。

今後の大規模災害への備え

■ 危機管理体制の構築

警察では、災害に係る危機管理体制を構築するため、局地化・激甚化する最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時における反省・教訓を踏まえ、引き続き、具体的な災害対応要領、部隊派遣計画等の見直しや検討を組織横断的に進めていくこととしています。

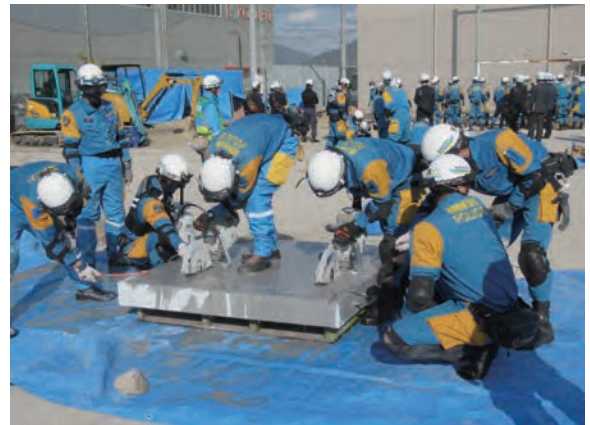
各都道府県警察では、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めているほか、大規模地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等近年の災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進しています。

警察庁では、土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえ、装備資機材の充実強化を推進するとともに、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するため、平成28年4月に近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成30年4月に警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用を開始し、災害対処能力の更なる向上を図っています。

■ 特別救助班

特別救助班は、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことを主な任務として、平成17年に12都道府県警察、約200人体制で運用を開始しました。平成29年3月には、大規模災害への対処能力を強化するため、新たに4府県警察にも設置され、現在、16都道府県警察^(注)、約240人体制で運用しています。

特別救助班は、各都道府県警察に設置された広域緊急援助隊と共に、全国的な運用を見据え、広域的な合同訓練をはじめとした各種訓練を行うなど、災害への備えに常に万全を期しています。



特別救助班合同訓練（12月、広島）

(注)：北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡及び沖縄

令和元年版 **回顧と展望**
警備情勢を顧みて
警察庁